

第6回阿蘇市議会会議録

1. 平成26年10月7日 午前10時00分 招集
2. 平成26年10月7日 午前10時00分 開会
3. 平成26年10月7日 午前10時37分 閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	8 番	市 原 新
9 番	大 倉 幸 也	10 番	湯 淺 正 司
11 番	田 中 弘 子	12 番	五 嶋 義 行
13 番	野 田 好 一	14 番	高 宮 正 行
15 番	井 手 明 廣	16 番	川 端 忠 義
17 番	高 宮 今 朝 秀	18 番	藏 原 博 敏
19 番	古 澤 國 義	20 番	田 中 則 次
21 番	古 木 孝 宏	22 番	阿 南 誠 蔵

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 部 長	和 田 一 彦	市 民 部 長	佐 藤 菊 男
経 済 部 長	渡 邊 孝 司	土 木 部 長	伊 藤 繁 樹
総 務 課 長	高 木 洋	教 育 課 長	日 田 勝 也
財 政 課 長	宮 崎 隆		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	若 宮 一 男
書 記	佐 藤 由 美		

9. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 報告第20号 専決処分の報告について

日程第5 議案第90号 工事請負契約の締結について

午前10時00分 開会

開会（開議）宣告

○議長（阿南誠蔵君） おはようございます。

まずもって、この度の御嶽山噴火でご逝去されました方々に、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

議員各位におかれましては、大変多忙な中、臨時議会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成26年第6回阿蘇市議会臨時会をこれより開会致します。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは日程に従いまして議事を進めて参ります。

なお、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、臨時会の会議録署名議員は会議規則第88条の規定によりまして、12番、五嶋義行君、13番、野田好一君を指名致します。

日程第2 会期の決定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

会期日程につきましては、これより議会運営委員長が報告を致します。

議会運営委員長、井手明廣君。

○議会運営委員長（井手明廣君） おはようございます。

議会運営委員長の報告を致します。

平成26年10月1日午前10時より、本臨時会の会期日程についてを審議を致しました結果、会期については、本臨時会の付議事件が、専決処分の報告について、及び工事請負契約の締結についての2件であることから、会期を本日1日間と致しました。

次に、本臨時会における審議等の審査の方法であります。委員会付託を省略して採決することと致しました。

以上で、議会運営委員会の会議の結果について、ご報告を終わります。

なお、本日の議会終了後は、執行部の要請を受けまして、全員協議会を開くことと致しました。ご出席の程をよろしくお願い致します。

以上で終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 会期の決定につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日間と決定致しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（阿南誠蔵君） 日程第3、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

提案理由の説明に入ります前に、阿蘇火山防災とジオパーク関係について、お時間をいただきたいと思います。

冒頭、議長の言葉にもありましたが、この度の、長野・岐阜両県にまたがる御嶽山の噴火災害に際し、不幸にも犠牲となられました多くの皆様方に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、尊い御霊のご冥福を心からお祈り申し上げます。

同じ火山を有する私共といたしましても、今回の予期せぬ御嶽山の噴火は、火山の恐ろしさを改めて思い知らされるものでありました。

中岳火口周辺の噴火対策について、現在、昭和50年代以降に整備された鉄筋コンクリート造り、二重構造の退避壕が、西側火口周辺に10基、東側仙酔峡側に5基設置されており、いつでも使用可能であり、併せて今回、西側火口周辺の退避壕内に、ヘルメットを常時備えるようにしています。

また、福岡管区气象台において、24時間体制で火山性微動や火山性地震、孤立型微動等の観測も行われており、少しでも異常があれば、噴火警戒レベルが引き上げられ、それに基づき、阿蘇火山防災会議協議会では、火口周辺、概ね1km以内を立ち入り規制とするレベル2の一時規制を行っています。退避壕の老朽化が見受けられますものの、事前の観測結果や、

これまでのデータ分析に基づき、火口周辺への立ち入りそのものを規制することにより、人的被害の未然防止を図っています。

また、毎年 1 回、噴火を想定した大規模な救助救出訓練として、阿蘇火山防災訓練を自衛隊や県警、県内各消防本部、气象台、日赤等、約 30 余りの機関にご協力いただき、400 名体制で実施しており、本年も 11 月 28 日に計画しています。

秋の観光シーズンを迎え、一刻も早く阿蘇中岳第一火口が、平穏な状態に戻ることを願うばかりではありますが、福岡管区气象台や防災連絡事務所と連絡を密に、安全面を第一に、今回のような惨事を繰り返すことのないよう、引き続き努めてまいります。

次に、世界ジオパーク認定について、日本時間の 9 月 23 日、午前 9 時 40 分頃、正式に決定を致しました。

取り組みから 6 年、カナダのセントジョーンズで開催されました、第 6 回ジオパーク国際ユネスコ会議において、阿蘇の自然環境、地形、地質は、一級品である。保全をしつつ、多くの人を楽しめるよう、活用に力を入れていくとのご意見もいただき、世界の阿蘇になることができました。

しかし、これからが、本当のスタートだと思っております。今後、世界中から認められる大地の公園として、阿蘇に暮らす方々が、ジオの素晴らしさに、更に関心を持っていただくとともに、国内外からの受け入れ態勢整備に一層取り組み、地域振興、観光、教育をはじめ、様々な面に活用してまいりたいと思います。

どうか議員の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

平成 26 年第 6 回阿蘇市議会臨時会提案理由の説明。

報告第 20 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 26 年 8 月 30 日、阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1（阿蘇市役所敷地内）において発生した一般車両の物損事故について、同年 9 月 25 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 90 号「工事請負契約の締結について」

本件は、一の宮中学校区統合小学校体育館新築工事の契約に伴い、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等 2 件（報告 1 件、議案 1 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮り致します。

本臨時会に付託されました事件につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委

員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本臨時会に付託されました事件につきましては、委員会の付託を省略することに決定を致しました。

日程第4 報告第20号 専決処分の報告について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第4、報告第20号「専決処分の報告について」を議題と致します。

財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。

それでは、ただ今、議題とさせていただきました報告第20号「専決処分の報告について」ご説明を致します。

議案集の2ページをお願い致します。

2ページの専決処分書でございます。中段から下の方の表の部分をご説明申し上げます。

1. 損害賠償の相手は、表示のとおりでございます。

2. 事故の詳細

平成26年8月30日午前10時30分頃、阿蘇市一の宮町宮地504番地1（阿蘇市役所敷地内、議会棟と本庁舎の間になります。この通路になります）において、甲の運転する車両が、駐車場内の集水柵を通行する際に、その柵に被せておりました鉄板が跳ね上がりまして、車体底部に接触いたしまして、オイルパン及びカバーを破損したということでございます。

3. 損害賠償の額

甲の損害金額3万5,000円のうち、市は甲に3万5,000円を支払う。

市の過失割合は、10割でございます。

4. 和解事項

本件事故に関して、今後、双方ともいかなる事情が発生しても、一切異議の申し立て及び請求を行わないことを確認するということになっております。

現在、この集水柵につきましては、この場所に2ヶ所ございまして、そのうちの1ヶ所でのこの事故が発生しております。

現在は、グレーチング等で修繕を致しまして対処しておりますが、今後ともこのような事故については、十分注意をしまいたいと思います。

よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 16番、川端です。

3点質問を致します。

まず、庁舎の駐車場も含む、敷地の管理の担当はどこなのか。

それから、どのような管理が行われていますか。

3点目は、このような事故を未然に防ぐ事はできなかったか。その3点。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ご質問についてお答えいたします。

担当課は、財政課になります。

管理につきましては、植栽、植木、草切り、そういうものも含めまして、全て財政課の職員で、現在対応しております。

今回の集水桝につきましては、上の方に鉄板を被せていたと。勿論、タイヤが当たって跳ね返るといふ部分を、我々共も想定をしておりませんでした。こういう排水路関係の部分については、今後、壊れている部分も勿論ありますし、欠けてる部分もあると思いますので、そういう部分については、今後、十分注意をして対処していきたいというふうに思っております。

未然に防ぐことができたかという部分もありますが、我々が、認識がその辺が足らなかったと、想像以上の部分が出たということでございますので、その辺については、十分注意をして今後も対処していきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 担当と管理の方法をもっと最新に、市役所の敷地は広くない訳ですから、車が多量に通行するという状況の中で、そういう溜め桝の蓋等の跳ね返りも、十分考えられる訳ですから、そういう点でもっと十分、敷地の管理、点検を行き届いたふうにする必要があるのではないかと思います。

それから、本庁舎だけではない訳で、阿蘇支所もあるし、波野にもあるし、その他、色々な所に駐車場等ありますので、そういう事故が起こらないように、今後どのように、この事故を糧にして考えられているか、お尋ねいたします。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ご質問のとおり、庁舎だけではなく各支所、それと各公共施設がございます。

全て、所管の課が担当課というふうになっておりますし、指定管理者を入れている所は、指定管理者の方で管理をするということになっております。

今回の件もふまえて、通常には考えられないことも発生するという部分もありますので、部課長会議等でその辺も十分注意しながら、各課全体に通達をいたしまして対応するように努めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

21番、古木君。

○21番（古木孝宏君） ちょっと一言、言います。

毎議会、こんな事が起こって、今、管理の問題もあるんじゃないかというようなことでございますが、そうした中、庁舎内でこういう事故が起こるといことは、ちょっと問題じゃなかろうかと、私個人は思います。

日頃から、市道等で、落ちてタイヤを損傷したとか、色んなことが起こっております。

先だって、これはこれとして、土木部長にお会いしましたので、気づいた点を市道の雨の後のなかなか道路改良ができないということで、補装のやり直しがきかないと、予算的なものもあるので、それはそれで仕方ありません。しかしながら、非常に、言ったところは、補修してありますが、他の所も通ってみると、あります。

そういった管理は、定期的にどのくらいの割合でやっていますか。

特に、梅雨明けとか、雨が降った後、台風も来ますが、そういった後のほうは、すぐに回っていただきたいと思っておりますが、日頃からそれはどうなっていますか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） はい、市道の管理ということでございますけども、職員で色々な場所に行きます。

工事を行なっている部分とか、そういう所に行く時に、職員でまず行く所は、穴ぼことか、そういう部分について、見ていくようにということで指導しておりますし、また、囑託職員が、今3人おります。その中で、囑託職員にそういう箇所を、今、補修をさせているんですけども、全長730km程ございます。

ですから、色々な情報を、地区から入ってまいりますので、そういった所は、すぐ行って補修をさせるようにしております。

なかなか雨が降った時とか、そういう後には、確かに色々な所で補修する部分が出てまいりますので、逐次やっていくようにしております。

そういう部分について、今後も建設課内だけでなく、全庁あげて色々な情報をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 21番、古木君。

○21番（古木孝宏君） 私がこの間申し上げたのは、もう3ヶ月くらい経っております。

毎回、そこを通る職員さんもおられます。私達も通ります。いつ来るかなと思いつながら、早く情報を建設課さんに言えば良かったんですが、ほったらかしなところがありましたので、やっとこの間言ったわけですが、そしたらすぐ対応はできました。

しかしながら、他の所を通ってみますと、かなりあります。言った所と違う所もあるんですが、しっかりと見ていただかないと、新しく補装しなおすということはなかなかできないわけですから、職員さんもそれぞれの地区からいっぱい出てきておりますので、そのへんからの情報もだいぶあると思います。自分たちが通ればわかることでございますので。

この次の議会に、またそういった事故が、また出てこないような、毎回、毎回出てきますので。毎回出てきますと、こういったことを言うのもと思っておりますが、そこらへんを、今後しっかりと点検をして、1日もあれば、たいがい阿蘇市内も回ってしまうと思っておりますので、や

っぱりこういう事故がないように、前も言いましたけども、小さい事故であるからいいんですが、これが、大きな事故の、例えば、人身事故とか、死亡事故とかに繋がる可能性もありますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

市長、いかがですか。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 古木議員がおっしゃられましたように、毎回、専決処分でこういう物損事故とかというものを提案をさせていただいております。

私も、やっぱり早くこういうことをなくすべきであるということを強く思っておりますし、今、古木議員がおっしゃいましたように、また私ども執行部の方としても、しっかりとそういう未然防止のために目を光らせながら、今後、道路補修等も兼ね、やっていきたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 21番、古木君。

3回目です。

○21番（古木孝宏君） そういうお言葉でございますが、市長も就任されてから、ずっとこの問題が、毎回、出てきておりますので、真剣にしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

18番、藏原君。

○18番（藏原博敏君） 専決処分に関連しますので、土木部長にお尋ねします。

前回の委員会報告の中で、こういう災害の後でもあるし、大変、道路とか施設が傷んでおるといことで、土木部の方で、今、3名の職員さんで点検と補修にあたっておると、しかし、それでは当然手がまわらないということですので、臨時なり緊急雇用を適応しながらやったらどうかということ提案をしました。そのことは、どのように進んでおりますか。

それと、先程議員さんからお話がありましたように、色々区長さんとか、我々議会も含めて、危険箇所の指摘があった所はしますけれども、ないところは後回しというようなことが、非常に目立ちます。

いつも土木部長にお願いしておりますが、それは、区長さんが色々要望するのが、建前かもしれないけれども、やっぱり行政指導で公平にそういう危険箇所を調査して、それを直していくのが、公平な行政活動だと思っておりますが、いかがですか。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 委員会の中で、委員の皆様方の中で、今3人いる嘱託職員、これじゃ足りないんじゃないかというお言葉をいただきました。

確かに、今まで色々な事故もございますけども、その中で、3人じゃ足りないというふうな気持ちを私たちも持っております。しかし、これは、予算を伴うものでございますので、予算をつけていただくように、今後、進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

実際に、どれだけいけば大丈夫かということなんですけども、常に2人ずつで回れるように、偶数の人間を用意すれば1人が運転し、1人が色んな道路の危険箇所を見たりしていくためには、2人ずつはいるんじゃないかというふうに思っております。

これについては、先程申しましたとおり、予算が伴うものですから、今後、財政的なものを考えながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、色んな場所におきましての危険箇所というところがございますけども、これは、災害後、色んな所を災害復旧やってまいりました。今、残っている部分につきましては、今後、その災害査定の以後に上がってきた所とか、そういう部分がございます。

ですから、そういうところは、単独債でやってきた部分もたくさんございます。今残っている部分もたくさんあると思いますけども、それについては、また災害が、今後起きないように予算をつけながらやっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 18番、藏原君。

○18番（藏原博敏君） 私が言ってるのは、災害箇所の復旧じゃないんです。

災害あたりがあって、大規模な車両がどんどん通るということで、今回もちょっと場所が違いますけど、今まで専決処分が出た箇所は、全部そういう道路事情が悪化して起こった事故ばかりです。

ですからそういう所を未然に防ぐためには、いくらかかるんですか。1年か2年か、臨時職員、或いは緊急雇用を入れて、その人達で危険箇所を除去すると、それにいくらかかります。どういう取り組みを、例えば部長会なら部長会、或いは市長とか副市長にそういう要望を実際上げられましたか。

この間の議会で提案して、いつも議長は申しますけれども、議会の要望を活かしてくださいということをお願いしますが、今まで1、2ヶ月経ちましたが、臨時職員なり、点検要員の手当を申し入れされましたか。

それをお聞きします。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 1人を雇うにつきましても、今後進めていこうというふうに思っておりますので、委員会の中で、一応そういう話をさせていただきましたので、今後、進めていこうというふうに思っておりますので、財源を確保する時期に、それを申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 18番、藏原君。

3回目です。

○18番（藏原博敏君） それでは、こういう専決処分の事故が毎回、毎回多発して、臨時議会とか定例会の中で報告されます。

次の機会があるまで放置するということですか。

それは、こういう危険性がある所は、5,000万円も1億円もかかるような金だったら、当然、財源をみながらということなんですけども、僅かな金額でこういう危険が避けられるので

あれば、我々の申し入れを取り入れるべきと、それをしないと半年後、1年後と、その間にまた危険箇所とか道路の決壊箇所で事故があります。

多分、これは、皆さん、保険で片付くからと簡単に思っているかもしれませんが、1回、1回の金額が積算すれば、かなりの金額になるわけです。

ですからそういうところを、土木部としてちゃんとその都度取り上げていただいて、我々議会が言うことが間違いであれば、我々にそのような説明をしていただくと、間違っていないければ、部長会なり執行部の会議の中で予算要求していくと、それが今、あっておりますか、あっておりませんかということなんです。

○議長（阿南誠蔵君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 予算につきましては、まだやっておりません。

というのは、その時期がきて、予算執行する前にやっというふうにしておりませんでしたものから、今の時点ではそういう話をしておりません。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、日程第4、報告第20号については、報告を終わります。

日程第5 議案第90号 工事請負契約の締結について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第5、議案第90号「工事請負契約の締結について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました、議案第90号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

平成26年9月26日、指名競争入札に付した一の宮中学校区統合小学校体育館新築工事につきましては、予定価格が1億5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございます。

1. 契約の目的、一の宮中学校区統合小学校体育館新築工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、4億8,600万円。消費税込みでございます。
4. 契約の相手方、株式会社三津野建設。代表取締役 西尾剛人。

以上でございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

16 番、川端君。

○16 番（川端忠義君） そのこの記の 2 番の契約の方法です。

指名競争入札ということで、入札業者は何社あったのかということと、3 番目の契約金額については、落札率はどれだけかと、4 番目の契約の相手方、今回も 1 社ということだが、いつもは共同企業体ということで、普通は地元業者を 1、2 社入れてありますが、今回も単独ということではありますが、どうしてですか。

その 3 点についてお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） はい、お答えします。

入札参加社は、7 社でございます。そのうち 1 社が辞退しておりますので、正式には、6 社、入札に応じております。

率につきましては、99.9%になります。

それと今回の落札の部分、単独企業ということでございますが、1 回目の入札を 9 月 3 日に J V で、共同企業体で熊本市内の業者と阿蘇市内の業者という形でやっております。この時、全社、予定価格を上回る入札でございましたので、不調となっております。

その結果をふまえて、今回、単体での入札というような形になっております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

4 番、市原君。

○4 番（市原 正君） 4 番の市原です。

今、入札に参加をしたのは、6 社ということですが、予定価格をオーバーしたのは、何社ありましたか。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 5 社になります。

○議長（阿南誠蔵君） 4 番、市原君。

○4 番（市原 正君） 実は、前回の校舎の入札の時もありましたけれども、その際も、市民の方から、非常な不信感を持たれました。

オーバーして入札に参加をすると、オーバーした札を入れると、それは最初から入札を取る意志が無いのではないかと、そういうふうな意見をいただいております。

ということで、そういう企業については、何らかのペナルティを課すべきではないかというふうな話も出ておりますが、そういうことについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 阿蘇市におきましては、予定価格を事前公表いたしております。

その関係上、予定価格を上回るという入札につきましては、入札会自体は全然問題はないんですが、その結果といたしましては、残念だとは思っております。ただ、現状の要綱にご

ざいましては、ペナルティとか、そういう罰則規定はございません。

ちなみに14市ですか、他の地域を調べましたところ、罰則をしている所は、1地域だけでございまして、他は、無効とか、通常特別な対処はしていないという状況でございますが、こういう結果も踏まえて、やはり入札制度自体を、今後、随時研究していく必要はあるというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 4番、市原君。

3回目です。

○4番（市原 正君） ぜひ、そういった方向を、今後、考えていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

平成26年第6回阿蘇市議会臨時会を閉会致します。

この後、全員協議会を直ちに開きますので、全員協議会室にお集まりくださいますようお願い致します。

午前10時37分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 26 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員